

平成30年度第1回石狩市使用料、手数料等審議会会議録

開催日時 平成30年12月19日（水） 10:00~11:50
開催場所 石狩市役所3階 庁議室
出席者 会長：高宮則夫
副会長：藤懸健
委員：安藤牧子、山本強、若林厚一郎、木村峰子、清野和彦、中川京子、牧野勉
欠席者 新海節
事務局 大塚財政部長、姥谷財政課長、青山財政課主査、宮原環境保全課長、小原環境保全課主査、板谷商工労働観光課観光担当課長、袴田商工労働観光課主査、飛鳥林業水産課長、福田林業水産課主査
傍聴者 なし

【開会】

○事務局（姥谷）： 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。事務局を担当しております、財政課長の姥谷と申します。よろしくお願ひいたします。只今より「使用料、手数料等審議会」を開会いたします。なお、新海委員より本日都合により欠席の連絡がございましたので、ご報告申し上げます。それでは、開会に先立ちまして、副市長の白井よりご挨拶を申し上げたいと存じます。

○白井副市長： 開催に当たり一言ご挨拶をさせていただきたいと存じます。本日はお忙しい中、本審議会にご出席を賜り誠にありがとうございます。また、昨年8月の委員改選後初めての開催となりますが、皆様には委員の職を快くお引き受けいただき、あるいは応募をいただきましたことについて改めてお礼申し上げます。

今年もあとわずかとはなりましたが、本年9月に発生しました胆振東部地震の災害対応において、市民の皆様をはじめ、町内会、自治会等各団体の皆様より多大なご協力を賜りましたことについて深く感謝申し上げます。この地震について、過去に経験したことのない、いわゆるブラックアウトとなり、断水などライフラインや物流機能のマヒによって、市民生活に大きな影響を与えることとなった事が今思い出されますが、市では、この度の災害を踏まえ、災害拠点における応急的な電源をはじめ、初期対応に必要な機能の確保など、災害に強いまちづくりを改めて進めているところであります、一層の災害対策の強化に取り組んでまいりますので、今後引き続き、皆様方のご支援、ご協力、ご意見を賜りたいと存じます。

さて、本審議会は、平成13年度より市民生活に重大な影響のある使用料手数料等の設定に当たって、その全てが市民参加の下、公平な論議を踏まえて設定出来るよう条例により設置されたところでございます。従いまして、これらは、市の貴重な財源であるとともに、受益と負担の公平性の観点に立って利用される方の負担のルールを定めるものとして、非常に重要なものであると考えております。その一方で、利用者側の視点も必要であるなど、非常に多角的な視点に立った上で、適正に設定する必要があることから、委員の皆さまには大変ご苦労をおかけするところですが、今まで培つてこられました知識・経験等を大いにご活用いただく中で、この審議会からの答申を行政に反映して参りたいと考えております。宜しくご審議の程をお願い申し上げまして、審議会開催に当たる挨拶とさせていただきます。

【事務局紹介】

○事務局（姥谷）： 本日の会議は、昨年8月に本審議会委員に委嘱をさせていただいた後、初めての開催のため、会長・副会長が選出されておりません。大変恐縮ではございますが、会長を選出するまでの間、事務局において会議の進行を努めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。会長、副会長の選出については、「石狩市使用料、手数料等審議会条例」に基づき、委員の互選により選出することとなっておりますが、前回からメンバーも変更になっていることですので、委員の皆

様に自己紹介をいただきたいと存じます。恐縮でございますが、牧野委員から時計周りで自己紹介をお願いします。

【委員自己紹介】

○事務局(姥谷)： ありがとうございました。それでは、会長、副会長の選出を議題といたします。選出方法について何かご意見ございませんか。

(事務局に一任の声)

それでは、事務局案といたしまして、会長に高宮委員、副会長に藤懸委員を推薦させていただけたいと存じます。このとおりご承認いただきたいと存じますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、会長を高宮委員、副会長を藤懸委員にお願いいたします。高宮会長よりひと言ご挨拶をいただきたいと存じます。

○高宮会長： ただ今選任されました高宮です。難しい問題がたくさんあるようですが、皆様方のご協力をよろしくお願いしたいと思います。

○事務局(姥谷)： それでは、続きまして、会議次第の 4 番目、本日の審議案件について、本審議会に諮問をさせていただきます。諮問書は副市長の白井より会長へお渡しさせていただきます。

○白井副市長： 施設使用料及び手数料の設定について（諮問）、①合同納骨塚に関する使用料及び管理料の設定について、②川下海浜施設駐車場利用料金の車両区分見直しについて、③森林法に基づく林地台帳閲覧等に係る手数料の設定について、以上 3 件について石狩市使用料、手数料等審議会条例第 2 条第 1 項の規定に基づき、貴審議会の意見を求めます。（諮問書を高宮会長へ渡す）

○事務局(姥谷)： 白井副市長につきましては、この後公務のため退席させていただきます。以降の進行については、高宮会長にお願いいたします。

○高宮会長： 只今から、審議を開会します。本日は審議、そのち答申までを予定していますので、みなさんよろしくお願ひします。それでは、早速、事務局より提出されている資料に沿って、説明を求めます。

○事務局(青山)： それでは、審議に入る前に、本日は委員改選後初めての開催となりますので、使用料、手数料の設定における基本的な考え方を説明させていただきます。資料の 1 ページをご覧ください。

市では、使用料や手数料の設定や、改定の必要性を検討するに当たっては、平成 24 年 7 月 10 日に策定いたしました、「使用料、手数料等設定の基本方針」に基づき取り進めています。使用料、手数料の設定については、1 ページ目の中段「2 使用料・手数料等設定の基本方針」に定めている 4 つの項目を基本的な考え方としています。

1 点目として、料金設定に当たり、原価計算方式によるコスト算定を行う。つまり、実際にかかっている費用を踏まえて検討を行うこととしています。

2 点目として、行政負担と受益者負担の負担割合を明確にする。これは、例えば、施設を使用している人に対する負担してもらうのか、あるいは性質を考えて半分は公費、税金で、半分は使用している人に負担していただく事が適正なのかなど、負担割合を性質に応じて区分していくという事となっております。後ほど図を用いて詳しくご説明いたします。

3 点目として、受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率を設定する。具体的には、急激な上昇は負担増となることから、現行料金の 2 倍を引き上げの上限としています。

4 点目として、概ね 3 年ごとに、定期的な料金見直しを実施する。時間の経過とともにかかる費用も変わりますし、料金の設定が適正なのかを見直すために、概ね 3 年を目処に全面的な見直し、

チェックを行うこととしています。ちなみに前回は平成 29 年度に見直しを踏まえた改定を行っています。以上の 4 項目を基本的な考え方としています。

続きまして、3 ページの下の図をご覧ください。使用料の設定における受益者負担の考え方についてご説明します。使用料の検討に当たっては、行政サービスを性質別に分類し、その分類に応じた「公費（税金）負担」と「受益者（利用者）負担」の割合を明確化することとしています。

サービスの性質により必需的なものか、選択的なものか、または市場の代替性があるか否かによって、4 つの分類を定めております。具体的には、第 1 分類としては、必需的・非市場的サービス、例えば道路や公園、義務教育施設などが該当します。第 2 分類としては、選択的・非市場的サービス、例えば体育館、運動場、集会所、コミュニティセンター、公民館などになります。第 3 分類としては、選択的・市場的サービス、民間にも同類のサービスがあるようなものになりますが、例えばテニスコート、プール、文化施設、温泉施設などになります。第 4 分類としては、必需的・市場的サービス、例えば市営住宅、保育所等、児童福祉施設、火葬場などがあげられます。図に記載がありますように、これらの分類によって、受益者と公費の負担割合が変わり、第 1 分類、第 3 分類は公費または受益者負担どちらかが 100%、第 2 分類、第 4 分類では、公費と受益者がそれぞれ 50%ずつ負担となっております。以上、簡単ではありますが、使用料手数料の設定における基本的な考え方について、私からの説明を終わります。

○高宮会長： ただ今、事務局から説明のあった内容について、疑問点や聞きたいことなどありますか。

○委員（山本）： 第 4 分類で火葬場とありましたが、火葬以外の方法で土葬がありますが、京都の方で年間 100 人くらいは土葬があると思いましたが、石狩市、北海道では土葬出来るような場所は提供していないと思いますので、土葬出来る場所がなければ火葬しかないので、火葬場は必要な・非市場的サービスで、第 1 分類に入るのではないでしょうか。

○事務局（姥谷）： 全国的な一般論的な部分での区分で、現実的に石狩市の場合は火葬ということになりますが、基本的な考え方の部分で区分をさせていただいております。

○高宮会長： 東京であれば火葬場を民間で経営というところもあると思いますし、また、市外であれば札幌の火葬場を使うこともありますね。

○事務局（姥谷）： 市場的という要素と必需的というこのカテゴリーの中で分類されるだろうということでの考え方です。

○事務局（大塚）： こういう区分をしたうえで、市の火葬場は市民の皆様から料金をいただいております。それは町によって違って、他の町であれば無料ということもありますので、それはそれの考え方、決め方だと考えています。本市の場合は、本市の例も含めて相対的に控え室の使用料もあるものですから、一部ご負担をいただくという整理をさせていただいております。

○委員（山本）： 了解しました。

○高宮会長： それでは、続きまして、本審議会に諮問された「合同納骨塚に関する使用料及び管理料の設定について」を議題といたします。事務局から提出されている資料について説明をお願いします。

○事務局（小原）： それでは、私の方から「合同納骨塚に関する使用料及び管理料の設定」について、資料に基づきまして説明させていただきます。資料の 6 ページをご覧ください。

まず、説明に入る前に「合同納骨塚」について簡単に説明させていただきます。合同納骨塚とは、合葬墓や合同墓、共同墓などとも呼ばれる施設で、ここ 10 年ほどで道内の中自治体でも整備が進めら

れている新たな形式の埋葬施設となっております。

一家、若しくは一族で一つのお墓を持つといった現在の風習が変わりつつある中で、市で一つの大きなお墓を建てて、そこに利用者が管理するご遺骨をお納めいただくものであります。一体ずつ骨壺から出して、相当な大きさのカロートと呼ばれる納骨スペースに納めるので、このような名称で呼ばれております。

主な構成は、墓の象徴としての役割を果たすモニュメント、その地中に埋設するカロートや、附帯設備として献花台、ベンチなどとなっております。7ページに完成イメージ図を掲載しておりますのでご覧いただければと思います。なお、収蔵体数は、3,000 体を予定しております。他市の状況を参考に積算・算出し、年間 100 体を収蔵し、30 年で予定体数に達する見込みであります。

続きまして、2番の設置の理由ですが、既に、市営墓地や民間墓地・お寺さんにお墓、納骨堂を持っている方からは、少子高齢化や核家族化などのため、親族によるお墓の維持管理や承継が困難になってきているとの相談が増加していること、また、経済的な理由などにより新規にお墓を建立したり、納骨堂の利用の申し込みをするのが困難な方へ向けた市としての施策、その他の要因として、社会情勢や価値観の変化に伴い、埋葬形式の多様化が進んだことにより、選択肢の一つとして設けることとしております。

次に、3 の使用料・管理料の算定方法についてですが、(1) 使用料は、設計委託費や建設費といった施設の設置の際にかかる費用を収蔵体数 3,000 体で割り返して積算、(2) 管理料は、清掃・草刈り・納骨時の立会い等の入件費といった、設置後の維持管理、運用にかかる費用を収蔵体数 3,000 体で割り返して積算しております。いずれも永代使用料・管理料とし、申請時にのみ徵収することと考えております。これは、現在の市営墓地区画の貸し出しの際の使用料及び管理料と同じ考え方であります。

4 番の受益者負担率・サービスの分類についてですが、このような施設は、市営に限らず、民間墓地事業者においても設置しているところがございます。また、既に墓地・納骨堂をお持ちの住民にとっては不要のサービスであることから、サービスの分類としては3ページにあります「第3分類の選択的・市場的サービス」に属すると考え、受益者負担率は 100% と考えております。

以上の考え方をもとに、使用料・管理料の設定を行いました。まず使用料ですが、今年度に額が確定している実施設計費用 3,348,000 円と次年度の本体工事の見込額 2,700 万円を合算した 3,034 万 8,000 円を収蔵体数 3,000 体で割り返すと 10,116 円となります。ここから 1,000 円未満の端数を切り捨てた 1 万円を使用料として設定しております。

次に管理料ですが、1 年当たりの経費 285,000 円の 30 年分、合計 855 万円を、収蔵体数 3,000 体で割り返した額は 2,850 円となります。使用料と同様に端数を切り捨て 2 千円を管理料と設定したく存じます。

7ページの6番、今後のスケジュールですが、本日の諮問・答申に基づきまして墓地条例の改正案を作成し、来年3月の第1回市議会定例会へ上程の予定でございます。その後、5月から9月にかけて工事を行い、10月からの供用開始を目指しております。

最後に8ページに道内 35 市の整備状況を掲載しております。既に整備済みが 19 市、来年度整備予定が本市を含め 3 市となっております。設備や規模等が異なるため一概に高い低いは言えないのですが、一番右側の使用料管理料の合計が低いところで 5,000 円から高いところで 27,000 円となっております。

私からは以上です。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○高宮会長： 事務局から説明のあった内容について、疑問点やわからない点などありましたらどうぞご質問ください。

○委員（藤懸）： 他都市の状況を見ますとバラつきが多いですね。他の都市も同じような算出根拠なのでしょうか。

○事務局（小原）： 概ね同じような算出根拠となっております。

○委員（藤懸）：他都市の状況を見ますと管理料を取るところと取らないところがありますが。

○事務局（小原）：料金設定の際に使用料の中に管理料も含めた形で分けないで取っているところがいくつかあります。本市の場合、市営墓地の考え方なのですが、使用料と管理料を分けていただいておりますので、それに沿った形で今回は積算をさせていただいて 12,000 円という設定となっております。仮に使用料だけとするのであれば、今回管理料の部分 2,000 円を使用料に含んで 12,000 円一本という考え方もあります。

○委員（藤懸）：他都市が管理料を取ってないのは使用料の中に含まれているということですね。

○事務局（小原）：建てた後、維持管理をしていかなければなりませんので、その費用をあらかじめご負担いただくという考え方で設定しております。

○事務局（宮原）：補足しますと重複する部分もありますが、考え方としては繰り返しになりますが、他市も設置にかかる建設費用である使用料の部分と、維持管理にかかる部分の管理費という形で積算根拠としては持っています。それを収入するうえで分ける必要がないということから一本にしている市町村もあるとは思いますが、本市は管理料に関しましては、墓地管理基金条例という条例を設定しております。管理料については別途適正な運営管理という形で基金に積みまして、必要に応じて支出するという条例もあるものですから、本市は明らかに分けて設定しているという考え方となっております。

○委員（木村）：管理料も 30 年間で 2,000 円ということですか。

○事務局（宮原）：最初に 2,000 円を納めていただいて永代という形です。積算根拠としては 30 年間でかかる管理料を 3,000 体で割って徴収させていただくという形です。

○委員（木村）：それで永代になる。

○事務局（宮原）：はい、永代になります。

○高宮会長：開始後 29 年目に入る人もこれから 30 年間に入る人もいますが、すべて含んでいくということですね。

○事務局（宮原）：30 年経ってそこで終わりという形には墓地の性格上ならないと思っていまして、永代性というのも求められるものですから、足りなくなった時には増設するなり、カロートという納骨室を新たに同じ場所に増設することが可能だと確認しておりますので、増設したうえで永代というような形になっていくと思います。

○委員（藤懸）：意味は分かりますが、例えば年間経費 285,000 円で管理料には草刈りなど人件費の変動が出てくると思いますが、人件費が高くなつて 2,000 円の管理料では間に合わなくなつた時の考え方はどうでしょうか。

○事務局（青山）：合同納骨塚に限らず全ての使用料や手数料については、概ね 3 年に 1 回の全面的な見直し、かかっている費用に対して適正かどうかというチェックを行いますので、そのサイクルの中で見直しをかけていくという形となります。

○委員（山本）：これはどこに作るのですか。地下に作って骨壺を保管するという形ですよね。人が立てるような高さで作るのではないかと思うのですが、作りの形はどのようなものでしょうか。これが本体工事 2,700 万円で出来るのかと疑問に思ったのですが。

○事務局（宮原）： 場所は火葬場の近くの親船墓地の一画に作ります。火葬場と隣接しているような場所でございます。納骨塚の作りについては、地下にコンクリートの枠といいますか、2メートル四方の高さ3メートルくらいのコンクリートのものを埋め込むような形になりますて、そこに骨箱からお骨を出して入れるような形になります。骨箱のまま入れるのではなくて、骨だけを中に入れています。施設としては地中に埋まったコンクリートの四角い枠と7ページにあります上のオブジェ的なもの、ベンチや階段などになりますので、建設費用としては2,700万円ということで、今年実施設計中ではございますが、概ねこの金額で出来るという形になっています。

○委員（山本）： 縦横2メートル、高さが3メートルですか。

○事務局（宮原）： そうです。縦横2メートル真四角、高さ、深さが3メートルになります。

○委員（山本）： そこに全部3,000体の遺骨を入れるという形ですか。

○事務局（宮原）： 一度入れますと後で出したいということが不可能になりますので、納骨していく際には十分ご案内しまして、きちんとご理解いただいたうえでご利用していただく施設となっています。

○委員（安藤）： 納骨する場所の底はコンクリートなのですか。

○事務局（宮原）： 底は一部土になっていまして、いわゆる土に帰るというような施設となっております。

○委員（木村）： 年間100体っていうことは100体に達したらその年はもう入れないということですか。

○事務局（宮原）： いえ、そのようには考えていないです。想定で100体とはしておりますが、実際に申込みいただいた数を納骨する予定であります。

○委員（山本）： 3,000体になればそれで一回打ち切りということですよね。また別のものを作るということですね。

○事務局（宮原）： 同じ場所に納骨室を増設出来るような形にはなっております。

○委員（山本）： 3,000体が10年で達するかもしれないということがあり得るということですね。

○事務局（宮原）： それはあり得るとは思います。

○委員（清野）： 利用するのは石狩市民に限るのですか。

○事務局（宮原）： 利用の要件の詳細はこれから詰めてまいりますが、他市の状況等を踏まえますと石狩市民はもちろんのですが、過去に石狩市にお住まいだった方や、石狩市に本籍があつた方、あるいは石狩市にお住まいでお骨を管理している方など、通常の市営墓地より広い形としているケースが多いものですから、本市でもそれを参考に、石狩市にお住まいの方だけではなく、過去に所縁があつた方も含めて納骨出来るような形にしようかと考えております。

○委員（清野）： その辺は要検討だと思います。石狩市民の使用料、手数料ということ、また大都

市である札幌市を隣にしていることを考えると、石狩市 5 万人の死亡率やこの施設を使用しようとしている方の率、民間に行っている率などが示されていないので 100 体、3,000 体の根拠が分かりませんが、想定を上回るような数字になるのではという疑問があるのと、よく北広島市と石狩市が比較されることがありますて、金額の差が結構ありますが、施設の違いが金額の差になっているのか、何が根拠でこの差になっているのかを知りたいです。また、使用料、管理料の積算で丸めて端数切捨てしていますが、丸めないでその分を数字として計上するのが望ましいのではないかでしょうか。

○事務局（宮原）： まず使用の要件に関しましては今後検討するような形にはなりますが、札幌市にも合同納骨塚、同じような施設がございます。

○委員（清野）： 他の自治体も他市町村の分を受け入れているのですか。

○事務局（宮原）： 全ての市を詳細に調べてはおりませんが、お骨を管理されている方がその市にお住まいの方としているところが多いです。あと 100 体の根拠ですが、石狩市では年間 650 名くらいの方が亡くなられています。平成 27 年度に墓地に関するアンケート調査を行っておりまして、その中で今後墓地がほしいか、墓地を継ぐ立場にあるかなどお聞きしまして、そういう内容を踏まえて墓地の需要数というものを全国的な大阪方式というような計算式がありまして、それに基づいて計算しましたところ、石狩市では年間 122 名の新しい墓地を求める人がいるという結果となりました。その中で民間に流れる方もいらっしゃいますし、同じ市営墓地の中でも合同納骨塚ではなくて、従来型の墓地を求める方もいらっしゃいますので、122 名の方全てが合同納骨塚を使うというわけではないと考えておりますが、比較的多く使用される可能性もあるものですから、概ね 100 体と積算させていただいたいところです。

○委員（木村）： 凄く少ない場合は、財政的に困るということはないのですか。

○事務局（宮原）： 必ずしも使用料で回収するというものではありませんので、財政的に困るということはないです。

○高宮会長： 作るお金と後で入ってくるお金と切り離して作っていて、石狩市の予算として行つていて使用料を取ることですね。入り方によってものが変わることではなくて、想定しているということですね。

○事務局（宮原）： はい、そうです。

○事務局（大塚）： 100 体と設定しましても実際には 50 体であったり 150 体であったり増減は出てくると思いますので、全体の大枠で考えていただいて料金を設定するという方が一番現実的な感じがしています。長いものですから、先程物価上昇ですとかありますが、それは 3、4 年に 1 回行う精度の確認の中で反映する材料にはなると思っています。

○委員（木村）： 料金設定は段々変わっていくことでしょうか。

○事務局（大塚）： 基本的に変わらないのが望ましいのですが、あまりにも乖離が大きいような場合は見直しするような場面もあるということです。これが出来た背景というのは、お墓離れですか、お墓を建てることが金銭的な理由でなかなか難しいですか、民間にも同類のサービスがありますが比較的高いものですから、市議会等、市民のみなさまからもいろいろな意見があって、市で設置を考えたらどうだ这样一个から始まっているものですから、そういう背景で比較的安い金額にはなっています。

○委員（藤懸）： 市民以外の方の料金はどうするのでしょうか。他市の事例で共同墓地ができたの

ですが、申請者または亡くなった方いずれかが市民だった場合はこの金額、申請者と亡くなった方がともに市外の人の場合はこの金額の 5 割増というように公表しています。やはり財政上の問題があつて、市の納税者以外の人を高くするというのを基本方針としているようです。

○事務局（大塚）： 市内市外に料金格差を付けるという話は場面によって出てくるとは思うのですが、今回の合葬墓というのは、ずっと石狩で育つていって最後札幌で亡くなられたなど、いろいろなケースがあるものですから、出来るだけ柔軟性を持つような考えが基本的な合葬墓の流れとなっています。昔から石狩で何年も育った人に最後市外で亡くなつたから市外料金を適用するのかなど、いろいろ出てくるものですから、その辺は今市内市外をつけない方が現実にはこの制度に合うのかなという判断です。

○委員（山本）： 実際に市内市外で他の使用料も分かれていないですよね。

○事務局（大塚）： 今分かれているのは火葬場です。市内の方は 5,000 円ですが、札幌市の方は 35,000 円で、それは札幌市も同様です。札幌市の方は無料ですが、石狩市の方は 49,000 円です。

○委員（山本）： 市内市外については、他の公共施設も分けないとおかしい話ですから分けるのは止めた方がいいですし、墓地埋蔵法という法律で勝手にお墓を建てるのは許可されておりませんので、選択できないものですので、本当に料金を取つてよいのかとも疑問に思いますし、難しい案件だなと思いますが、市に住んでいた方などの条件があるのでしたら私は理解できます。

○高宮会長： 資料の 8 ページにありますように他の自治体も全て有料で使用料を取つて行つているということですね。

○委員（山本）： 他の自治体は他の自治体で分かるのですが、市としてどのようにやつていくのがよいのか。先程北広島市と比べられるというお話がありましたけど、市の独自性という面でも。

○事務局（大塚）： 石狩のお墓は市内に何箇所もあるのですが、1 番始めは 1 人 500 円で 1 箇所貸し出ししていた時代がありました。しかし造成や草刈りを含めて、そこにお墓に入つていない人の税金を使うのはどうだろうという話になって、使用料の値上げをして今 30,900 円となっています。先程管理料の話になりましたが、草刈りですとかお盆の後の片付けですとか管理料がまた別に発生するだらうということで管理料の項目を足したので、今使用料と管理料が別項目になっています。そこに入つている方たちのために他の人の税金を全部使うのはどうだらうという話もあるので、全国的にお墓の使用料は受益者負担の原則がそこに適用されるものだと考えております。

○事務局（宮原）： 墓地について使用料を取つてないところは他にはない状況です。

○委員（安藤）： 合葬墓に関しては民間もありますし、選択肢がないとは言えないですよね。

○事務局（大塚）： 石狩市内で言えば、茨戸靈園とはまなす墓苑で行つていますが、金額はある程度高くてなかなか入れることができないという方が多いものですから。

○委員（安藤）： 年間 100 体を想定しているようですが、これからは多くなりそうな気がしますよね。墓じまいが随分あちこちで聞かれていますので 100 体で収まらないことも。

○委員（山本）： その時は 30 年が 10 年とか 20 年になりますが、本当はその方がいいですよね。極端な話を言つたら、29 年目までは 10 体で、30 年目に 2,990 体になりました。そしたら 29 年間この作った形の金利が出てくるので、計算上は 1 年でも早い方が本来はいいのでしょうか。

○事務局（大塚）： 清野委員から金額が端数を切り捨てているという話については、これから契約になる部分もございます。設計段階ではこういう金額ですが、実際に工事を発注したり管理を委託したりする段階で少し金額は圧縮になるものですから、それと同額にするというのもどうかというように思いまして、多小丸めながら 1,000 円単位にさせていただきました。

○委員（清野）： 北広島市とは施設の充実さが違う差ですか。

○事務局（宮原）： 北広島市は実際に視察に行ったこともあるのですが、東屋みたいなものが建っているなど、根本的にかかっているお金が違うということになります。

○事務局（大塚）： 本市は意外とお金をかけていなくて、7 ページの写真をご覧いただきたいのですが、緑色の部分、ここは芝生のイメージなのです。真ん中の黒いのが石で斜めになっている石が石狩川をイメージしているのです。このような形で作るものですから、意外とお金は下の箱がかかるだけで、それほどお金はかかるないものですから。

○委員（藤懸）： 無縁墓地が増えてきていますが、無縁墓地の遺骨はこういう共同墓地に入れることがありますか。

○事務局（宮原）： この中に無縁の方も入れる別の納骨室を作るということも今検討しているところです。今後無縁墓が増えていくと言われています。移動するに当たっては 1 年間告示をしたり一定の手続きが必要なのですが、どこかの段階ではしなければならないと考えているところでございます。お骨に関しては同じ納骨室に入れるものどうかというところもございますので、別の小さいコンクリートの部屋を作りまして、そこに納骨するということも検討しています。

○高宮会長： 現代的な問題ということでみなさまからたくさん意見が出ましたが、これまで出ましたいろいろな意見も含めまして、この件に関しては妥当だと判断をさせていただくということでよろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： では、次の議題に移ります。「川下海浜施設駐車場利用料金の車両区分見直しについて」を議題といたします。事務局から提出されている資料について説明をお願いします。

○事務局（板谷）： それでは、私の方から「川下海浜施設駐車場利用料金の車両区分見直し」について、資料に基づきまして説明させていただきます。資料の 9 ページをご覧ください。

改正の目的は、市が開設する石狩浜、浜益区川下 2 箇所の海水浴場の駐車場利用料金における自動車の種類と料金体系を整理して分かりやすくしようとするものです。

内容につきましては、自動車の種類については道路交通法を根拠にしています。これは今まで道路運送車両法という別の法律を根拠にしていたのですが、それですと自動車の区分は構造及び原動機の大きさで区分しているため見た目では分かりづらいという部分、また、軽自動車や小型自動車以外の車は中型も普通車というひと括りになっていたため、実際にはどれが中型なのかが分かりづらかったということがありました。一方、道路交通法では、自動車の区分を車体の大きさと人数で区分しているため、分かりやすく大型・中型・普通に分かれているので現実に合っているということで、札幌市など他自治体でも道路交通法を根拠にしているところが多いです。

それから料金区分ですが、川下海水浴場に石狩浜と同じように中型車を設定します。これまで二輪車、軽車両及び普通車両、大型車両という区分しかなかったものですから、川下にも中型車を設定するものです。料金は川下海水浴場における大型車の料金設定の上限を石狩浜海水浴場と同じにするということで、川下の大型車はこれまで 2,000 円でしたが、大型車の上限を 2,500 円とし、新たに中型車の 1,500 円を設定して石狩浜と同じ料金体系にしようとするものです。

以上の 3 点で、パブリックコメントを 10 月 16 日から 11 月 16 日までの 1 ヶ月間実施しましたが、これに対するご意見はありませんでした。以上です。

○高宮会長： ただ今、事務局から説明のあった内容について、わからない点や疑問な点ございましたらどうぞよろしくお願ひします。

○委員（安藤）： 年間にどのくらいの利用があるのでしょうか。

○事務局（板谷）： 川下海水浴場ですと駐車台数は今年度につきましては 3,687 台ありました。

○委員（安藤）： 昨年はどのくらいでしたか。

○事務局（板谷）： 昨年は 3,882 台です。

○高宮会長： 何日間くらいの設定なのでですか。

○事務局（板谷）： 海水浴場の開設日数は 44 日間です。

○委員（山本）： 普通車と中型とありますが、普通車と中型の違いは。

○事務局（板谷）： 普通車は簡単に言うと乗用車タイプで、中型だとマイクロバスくらいの大きさになります。大型になると 50 人乗りの大きなバスというような区分になります。

○委員（藤懸）： 中型の中に準中型が入りますが、準中型と普通車というのは実際に料金を取っている人たちは区分されているのでしょうか。なかなか難しいと思うのです。実際は準中型と中型は乗車定員も違うのですよね。準中型は 10 人以下、普通車も 10 人以下、しかし中型になると 11 人以上というような区分になります。それからトン数も準中型は車両総重量が 3.5 トン以上 7.5 トン未満、普通車は 3.5 トン、中型になると 7.5 トン以上という差があるのですが、石狩市のホームページを見てみたら、石狩浜の駐車料金は普通車は 1,000 円、二輪車 300 円、中型車は 11 人から 29 人乗りという説明を入れて 1,500 円になっています。中型車が 11 人から 29 人ということは実際には中型車に準中型車は入らないのです。準中型車は 10 人以下ですから。そういうことになると果たしてうまくここを区分分けして料金設定出来るのかなと、その辺の表示の仕方はひと工夫必要なではと思います。

○事務局（板谷）： そうですね。現場で誤解のないようにその必要はあると思います。大き目のワンボックスは 9 人乗りなので中型に入らないということが出てきますよね。マイクロバスになると 11 人を超えるので。実際に人を乗せる車、貨物などは来ませんが、現場で料金を取る人が間違いないでトラブルにならないように気をつけなければならぬと今ご指摘を受け思いました。

○委員（藤懸）： また、改正前ではけん引車について料金を取っていますよね。しかしあそびーちでは取っていませんよね。ということは今回これを石狩のあそびーちと同じようにしようとしているわけですが、川下海浜公園はキャンプ場があって、キャンピングカーをけん引してくることが多いということだけん引車の料金を今まで別個に取ることとしていたのです。今回新しく改正すると車種分けにしただけだけん引車のことが載ってこないですが、けん引した場合はどうするのでしょうか。結構面積を取りますから。2 台分くらい取りますから。

○事務局（板谷）： ご指摘いただいたことが現実的にありますので、改正前と同じように備考に入れることを考えたいと思います。

○委員（藤懸）： 駐車場の特殊性というものがあると思うのです。

○事務局（板谷）： 実際にキャンピングカーで来ている方がおりますので、備考の中に明確に位置づけることが必要だと思いました。

○委員（藤懸）： 実態と合わせて表記していただきたいと思います。

○委員（清野）： この場合きちんと金額を明示しなければならないですよね。それであればこの表の中に追記しなければならないですよね。

○事務局（大塚）： 手法はもう少し考えさせていただきたいと思いますが、備考の中に 2 台分と表記する今までのやり方と同じような形で整理するということも一つの方法だと思います。

○委員（若林）： 改正後の別表に軽自動車が乗っていないのですが、どれに当てはまるのですか。

○事務局（板谷）： 普通車になります。

○委員（若林）： 普通車も軽自動車も同じですか。

○事務局（大塚）： 今まで同じでした。

○委員（山本）： 同じにしたら軽自動車の方から苦情が出ていませんか。

○事務局（板谷）： それはないです。

○委員（安藤）： 軽車両及び普通車両という改正前の表記の仕方の方が分かりやすいと思うのですが。普通車っていうと軽自動車の方が安いのかなと思いますよね。

○事務局（青山）： 道路交通法の区分に軽自動車がないということですね。

○委員（安藤）： 市民的な普通の感覚としては分かりづらいかなと思います。

○事務局（大塚）： これはあくまでも条例上の規定として、例えば現地で普通車には軽自動車を含みますと案内するなどの運用は可能ですから、より分かりやすい形で説明するように心がけます。

○委員（安藤）： よろしくお願ひします。

○委員（木村）： 石狩浜海水浴場と同額とするとあります、石狩浜海水浴場も 1 日の料金設定しかないのですか。

○事務局（板谷）： はい。

○委員（木村）： 数時間というのはないのですか。

○事務局（板谷）： ございません。

○委員（木村）： 1 回入れたらもう払わなければならない。

○事務局（大塚）： 正直そこは管理が出来ないということがあります。人を常時つけて何時何分に入りました、何時何分に出ましたという管理が出来ませんから、1 日いくらですけどよろしいですか

という前提のもとに確認をして駐車料金をいただいています。

○委員（安藤）： キャンプなどで 1 泊する場合は 2 日分取るということですね。

○事務局（板谷）： はい、そうです。

○委員（安藤）： 川下海水浴場はネットで見たら 5 月上旬から 10 月下旬までとなっておりましたが、44 日間と先程お話をありがとうございました。

○事務局（板谷）： キャンプはその期間出来るのですが、海水浴場の開設期間がそのうちの 44 日間ということです。

○委員（安藤）： それ以外は無料ですか。

○事務局（板谷）： それ以外は無料です。

○委員（安藤）： キャンプして水道など使っても無料ですか。

○事務局（板谷）： はい、無料になっています。

○高宮会長： いろいろな意見が出まして事務局にお願いすることは、1 つはけん引車に関する備考の付記ということ、また、軽自動車という名前が出ていませんので、運用上で明記すること、この 2 点についてよろしくお願ひいたします。

それでは、この件について妥当と判断してよろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： では、次の議題に移ります。「森林法に基づく林地台帳閲覧手数料等の設定について」を議題といたします。事務局から提出されている資料について説明をお願いします。

○事務局（飛鳥）： それでは、私のほうから「森林法に基づく林地台帳閲覧手数料等の設定」について説明をさせていただきます。資料の 13 ページをご覧ください。

平成 28 年 4 月に森林法の一部が改正され、林地台帳の作成と林地台帳及び森林の土地に関する地図の公表が新たに規定されました。この改正法に伴い、本市では林地台帳及び地図の整備を行いました。平成 31 年の 4 月からの法に基づく運用開始に向け、今回手数料を設定しようとするものです。

1 点目として、森林法の規定による林地台帳に記載された事項の公表に係る閲覧又は交付、また、同法に規定による森林の土地に関する地図の公表に係る閲覧又は交付、3 点目としまして、森林法施行令の規定による林地台帳に記載された事項の提供に係る閲覧又は交付、この 3 点につきまして今回手数料を設定するものでございます。なお、手数料の設定に当たっての考え方としては、資料の 16 ページをご覧いただきたいのですが、今回の法改正に伴い国が示す林地台帳及び地図運用マニュアルの中で 16 ページの下段に不動産登記等の一覧がありますが、手数料設定の参考例として法務局における閲覧・登記事項要約書の手数料 450 円が参考として示されております。また本市で類似するような手数料として 16 ページ上段の各種手数料の参考に農業委員会所管に係る証明等として、農地法に基づく農地台帳の閲覧及び農地台帳記録事項要約書の交付手数料 450 円がありまして、これらを参考として今回設定する手数料についても同額となる 450 円と定めたいと考えてございます。よろしくご審議を賜りたいと存じます。

○高宮会長： 分かりにくい法律ですけれども、これからご質問を受けたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

この法律改正の背景を教えていただけませんか。

○事務局（飛鳥）： 森林を整備するに当たって、森林所有者や施業する方が個々の情報を正確に捉えることによって、森林の整備、更新等を適切に行えるようにということで、対象になるのは地域森林計画の対象になっている民有林になるのですが、この中の所有者や所在、地番、地目、面積、又は境界に関する測量の実施状況などをきちんと整理しまして、施業、集約化して森林を整備していくのに活用したいということで今回法改正になって、こういう台帳を作つて公表しましょうというものでございます。

○委員（山本）： 今まで台帳はあったのですよね。

○事務局（飛鳥）： 決められたもので台帳というものはないです。古いもので市町村で整備している土地の情報というものはあるのですが、それが今の状況に合わせて修正が加えられているものではないので、それをきちんと法に基づいて管理して台帳を整備しましょうということで今回作ったものになります。

○高宮会長： 台帳はいつ出来るのですか。もう出来ることでどうか。

○事務局（飛鳥）： 台帳の整備は完了しましたので、新年度、来年の 4 月 1 日から運用を開始しようとしているところでございます。

○委員（山本）： 農地法でしたら農地の地図に線を引っ張って、ここが何番地という台帳があるのですが、そういう方式を取りたいという形なのですよね。

○事務局（飛鳥）： 国で定めている記載事項、整備の仕方というものがございまして、それに合わせて農地法と同じような形で図面としては森林の範囲が分かるようなもの、台帳についてはそれぞれの詳細な情報が分かるものというもので整備してございます。

○委員（山本）： 13 ページの手数料が①②③とありますが、①は事項の公表に係る閲覧又は交付、②は分かれます、地図ですよね、③は事項の提供に係る閲覧又は交付とありますが、1 番目と 2 番目は事項の公表、3 番目は事項の提供とありますが、公表と提供はどのように違うのですか。

○事務局（飛鳥）： 森林法で地図情報と林地台帳の情報というものが公表することになっています。公表の仕方ですが、一般的にホームページなどで見られるようにというイメージがあるとは思うのですが、実際には市町村では公表ということで台帳を整備しまして、それを閲覧や一部写しを交付してもらうというような手法になっております。3 番目の提供というものにつきましては、台帳についているものの書面もしくはデータで提供するということにはなっているのですが、一番の違いは、公表部分については一般的に制限なくどなたでも見られる情報となっております。ただしこの中に一部個人情報に係る部分というものが公表されなくなっています。下の提供という部分については、基本的には適切な森林施業の実施や集約化に関する場合のみ認められているもので、提供が受けられる者は土地の所有者やそこから委託されて森林の整備を施業する方、もしくは自分の土地の隣接地についての情報を提供してもらえるというもので、こちらについては限定されているということがございまして、個人情報となる森林の所有者の名前や住所なども提供出来るようになっております。大きくは対象者と内容が一部違っているというものになっております。

○委員（藤懸）： 情報というのは所有者の名前ですとかどういう中身ですか。

○事務局（飛鳥）： 情報自体は先程も説明させていただきましたが、台帳情報としては、所有者の名前や住所、地番、土地の表示、地目や地積、境界に関する測量の実施状況などになります。

○委員（木村）：必要な人は誰でも土地の所有者などを調べることが出来るのですか。

○事務局（飛鳥）：所有者については限定されておりまして、提供ということで、その土地の所有者や、土地、山林の施業を頼まれた方、例えば石狩で言えば森林組合などというものです。もしくはその土地に影響のある方ということで隣接する土地の所有者だけが住所や氏名などの個人情報を知り得ることができます。

○高宮会長：3番のことですね。

○事務局（飛鳥）：はい、そうです。

○事務局（蛇谷）：資料の 14 ページをご覧いただきますと、下の方に森林法施行令に台帳情報の提供という情報がございます。ここに提供される方の範囲というものが記載されております。

○委員（山本）：農地法ですか普通の土地の台帳みたく誰が所有者ということは分からぬということですね。

○事務局（飛鳥）：そうです。

○委員（山本）：③番は。

○事務局（飛鳥）：③番は、個人の住所や氏名は分かります。ただし、その情報を閲覧等出来る人が限定されているというものになります。

○事務局（青山）：そもそも名前等は公表しないということですね。

○事務局（飛鳥）：公表の対象ではないです。

○高宮会長：今のように外国の方がいろいろ買っているということは我々としてはわからないということですね。隣地か事業者でないと。

○事務局（飛鳥）：はい。

○委員（山本）：農地や宅地等、土地は国の財産だからということで誰でも閲覧することができるのに、何故森林は見られないのですか。

○事務局（飛鳥）：土地の所有者等につきましては、法務局で登記している登記簿謄本等で確認することが出来ると思います。森林法の今回の部分につきましては、あくまでも森林の整備を進めるために台帳を整備したもので、実際に証明自体が、例えば土地の売買などに対して有効な証明ではございません。使用目的や、この制度ができた趣旨が違うと考えていただいた方がいいのかなと思います。

○委員（山本）：そこの土地を持っているのが誰かというのは法務局に行って登記簿謄本を見るしかないという話ですね。

○事務局（飛鳥）：売買などに使う情報の提供のために出来た制度ではございませんので。

○委員（山本）：参考になるという形ですね。

○事務局（飛鳥）： あくまでも施業する方にとって必要となる情報を今回提供するという形になります。

○委員（山本）： 分かりました。

○委員（若林）： 手数料 450 円となっていますが、法務局の手数料に基づいてということですが、他の近隣の市町村の手数料も 450 円なのでしょうか。

○事務局（飛鳥）： 近隣の市町村については、新たな制度になっておりまますので、本市と同様に他市も今検討しているところと聞いております。

○事務局（青山）： 本市の場合、今回新設する部分の他にも 450 円で手数料を設定しているケースが農地台帳等でもございます。先程からご説明しております 3 年に 1 回の見直しの際にも他市の状況等も踏まえて設定の見直しや検討を行っておりますので、大体他の市町村と差が出ないような範囲での検討を進めてまいりますので、多分は差があるかもしれません、概ね同程度と考えていただいて良いと思います。

○委員（藤懸）： 林野庁から出てくるマニュアルの中でも金額の参考として言つてきているのでしょうか。

○事務局（飛鳥）： 今回の法改正に伴いまして、林地台帳及び地図運用マニュアルというものが平成 29 年 3 月に林野庁から出ております。この中で手数料の考え方としまして、法務局における閲覧・登記事項要約書の手数料の取り扱いについては不動産登記法第 119 条で定められており、手数料の額は登記手数料令第 1 条に基づき 1 通 450 円とされていることを参考としてくださいとマニュアルの方には出ております。

○事務局（姥谷）： 強制力ではないですが、1 つの目安というか標準的な金額となっております。

○委員（木村）： 法務局の土地の区分けと森林法の内容というのはどんな木を植えているなども入っているのですか。

○事務局（飛鳥）： 何年齢の木が植えられているというような情報は入っています。

○委員（山本）： 1 年ごとにデータを書き換えるということですか。

○事務局（飛鳥）： 每年書き換えることとなります。

○委員（山本）： 每年変えるのにどれだけかかるのですか。大変だと思うのですが。

○事務局（福田）： 北海道の方で森林調査簿というものを整備しております、毎年北海道の方で更新しているので、データの方も毎年市町村に提供されているものです。今回台帳もシステム化、コンピューター上で運用出来るようにしております、データの提供を受けて入れ替えるという作業となっております。

○委員（山本）： データの方も毎年更新されるのですね。

○事務局（福田）： 例えば、10,000 や 20,000 m² など大きい土地をお持ちの方で、場所によって林班という森林の区域というのは別に定められていますので、それによって情報が森林調査簿の方に載ってくるというものでございます。

○委員（山本）：伐採した場合などはどうするのですか。

○事務局（福田）：伐採した場合は届出をしてもらうこととなっておりますので、その度にデータが更新される形です。

○委員（山本）：届出するように法律で決まっているのですか。

○事務局（福田）：森林法で決まっています。

○高宮会長：それらの情報は申請すると見ることが出来るということですか。

○事務局（福田）：はい、そうです。

○委員（安藤）：料金と直接関係はないと思うのですが、石狩市の森林の中で持ち主が亡くなったりわからなかつたり、そういう森林は何パーセントくらいあるのでしょうか。

○事務局（福田）：パーセンテージは何とも言えないのですが、元々土地の相続登記をされていない方がイコールになると思います。

○委員（安藤）：そういうものの発見や集約を促進するためにこの法律が出来たのでしょうか。

○事務局（福田）：そうですね。所有者不明の森林を無くそうという国全体の施策の一環です。実際我々もそういう調査簿などを調べているのですが、やはり相続登記をされていない方、特に原野商法など細切れの土地になっていると我々の方では把握できない状況です。今回林地台帳を整備するに当たって、法務局のデータ等を見ながら整備をしたのですが、土地の所有者の住所が札幌郡手稻町でしたり、そういうようなケースもしばしば見られましたので、今回こういう形で整備してきたことによって不明所有者が段々減っていくのではないかと考えております。

○委員（安藤）：閲覧するのに 450 円ということで年間 100 件程度を想定していると書いてありますが、入るのは 45,000 円でしょうか。必要経費でしょうが、そのための入件費は莫大ですね。

○事務局（姥谷）：法令の目的があつて、森林法が改正されて、森林の整備ということで行政としてやらなければならないという部分ですので。

○委員（安藤）：45,000 円が入るか入らないかということで、ニュースで聞いたのですが、高知県の香美市というところでは、集約のために閲覧料を無料にするというニュースを聞いたのですが、無料にするのが適正なのか、そういうことを考えたことはあるでしょうか。

○事務局（青山）：収入の多寡は現実としてございますが、今回この手数料を設定するのは各自治体の判断ということが前提としてあるのですが、本市の場合は類似の部分では手数料を取っているということ、また、他の手数料も全てを見直すかといった時には、受益者負担という視点で本市の場合は基本方針の考え方に基づき手数料は徴収するという姿勢で進めておりますので、1つの1つの個別の見直しというよりも全体的な大きな視点で手数料を取るのか取らないのかという話になってきますので、現段階では受益者にご負担をいただくという考え方で進めております。

○委員（安藤）：分かりました。

○委員（藤懸）：手数料実態調査票では1回当たりの原価が 586 円で、これに対して今回 450 円に

しますよという考え方なのですね。

○事務局（青山）： はい、人件費相当と考えていただいて良いのですが、原価に基づき 580 円に設定するかと言ったら、他の手数料や他市との比較などのバランスを考慮しますと 450 円にすることが適當なのではないかということで今回設定させていただいております。

○高宮会長： それでは、この件に関しては妥当だと判断をさせていただくということでよろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： 以上で本日諮問された 3 件につきまして、審議を終了いたしますが、諮問された内容につきましては、本審議会においてすべて妥当であると答申したいと思います。よろしくお願ひいたします。

このあと答申の予定となっておりますが、事務処理の作成等に時間を要しますので、答申につきましては、私にご一任頂ければと思いますがよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

それでは、そのようにさせて頂くことといたしまして、本日の審議は終了したいと思います。皆様のご協力に感謝申し上げます。

では、続きまして、会議次第の 7 番目、報告を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

○事務局（青山）： それでは、私の方から「消費税の増税に係る使用料等の改定」について、資料に基づきまして説明をさせていただきます。資料の 20 ページをご覧ください。

今回の改定の趣旨としましては、法律の改正に伴い、来年 10 月 1 日から消費税率が 8% から 10% へ引き上げが予定されていることから、これに影響を受ける使用料等について改正を行うものです。

改正内容としましては、使用料の算出に当たり、「100 分の 108 を乗じる」というように消費税の課税・非課税が明確に区分されているものについて、「100 分の 108」という消費税相当部分を「100 分の 110」にする改正を行うものとなっています。

今回対象となるのは、資料 20 ページの行政財産使用料、21 ページの道路占用料、河川占用料の 3 つであります、それぞれ資料の新旧対照表の内容のとおり条例の改正を行うこととしています。

また、20 ページの行政財産使用料条例の下の備考欄に記載のある「100 分の 4.4」の考え方についてですが、例えば土地を貸す場合、基本は非課税ですので消費税がかかりませんが、1 か月未満の期間が短いものは消費税法で課税することとなっています。

この場合、元々は時価の 4% が使用料の額ですので、消費税が 8% の時は 4% に 1.08 をかけることで、結果 4.32 になっていましたが、今回 10% になるということで、4% に 1.10 をかけることになるので 4.4 という数字に変わることになります。

なお、この 3 つの条例以外の使用料における消費税の考え方については、他の使用料は内税という考え方で、消費税が上がるから使用料を上げるのではなくて、先程基本方針の中でご説明しました、概ね 3 年に 1 回の定期的な見直しの際に、原価計算によるコスト算定、つまり実際にかかっている費用を踏まえた使用料を算出したうえで、見直しの検討を行うこととしております。

繰り返しになりますが、今回改正する 3 つの条例は外税的なもの、数字として 1.08 というように消費税率を明記して条例上整理されているものを改定するものとなっております。私からは以上です。

○高宮会長： ただ今の説明に対しまして、何かご意見等はありませんか。

○委員（清野）： 従前消費税が導入される以前からの石狩市の公共施設の利用料、使用料について、維持管理していくうえで消費税がかかる部分の支出があるのですが、例えば受益者負担で使用料 100 円、300 円とあるのですが、税対応の見直しはされてきていないと思うのです。今後どのような対応を考えられているのか。また、先程冒頭で平成 13 年にこの審議会が発足されたとお聞きしたのです

が、その際に当時こここの市役所の駐車場を職員に年間いくらかでお貸ししていますよね。この関係も今後まだ継続して職員から駐車料金を取り続けるのかということも疑問に思っている部分もあるものですから、普通事業所において自分の会社に勤めて駐車場に車を停めてお金を取られるというのは如何なものなのかなと。ここの駐車場でお金を取られるのあれば、厚田支所・浜益支所も同じく徴収しているのですねということをお聞きしたいです。その辺りの対応をその他の事で全く申し訳ありませんが、先程の消費税と連動して質問させていただきました。

○事務局（青山）： 1 点目のご質問は、消費税が例えば 8 % に上がった時に 3 % 増分を使用料の方にきちんと反映していないということでしょうか。

○委員（清野）： 全てを反映する必要はないのでしょうかけど、先程の冒頭の基本方針がありますから、ただ市としての支出は当然多くなってきますよね。でも市民の受益者負担からその部分を反映した徴収を今まで講じられてきていませんが、今後もその部分は反映しないで今のままの使用料、手数料で継続されるのですか。石狩管内において石狩市の公共施設の利用料は非常に低いと思うのです。平均を下回っているはずですから。この中で財政再建という大変な財政運営をされている中でいくばかりでもそういう考え方をお持ちなのかなと思ってお聞きしました。

○事務局（姥谷）： これは冒頭にまず使用料の考え方を説明させていただきました。今後の基本的なルール、市の考えはこれに沿ってと思っています。先程内税ということで 3 年に 1 回は見直しをかけてまいりますので、確かにすぐ変わった時のタイミングというのは、ワンテンポ、ツーテンポ遅れることがあります。ただ実際にかかった経費に関しては、やはり対象とすべきコストとして捉えていきますので、そういった部分では税の部分で結果的にかかっている部分については、受益者負担の 100 % 必ずしも取れない、モノによっては半分という位置づけもありますが、それは私どもとしては適正に設定はしていると捉えているところであります。

○委員（木村）： 去年か一昨年、施設の使用料上がりましたよね、 50 % くらい。

○事務局（青山）： 前回施設の見直しをした際のことですが、かかっている費用に対してどれくらいの使用料が適正なのかという部分で、社会教育施設関係を平成 29 年度に見直しをさせていただきました。具体的には学び交流センター、カルチャーセンター、公民館、この同様の施設のバランスを図るという部分で 100 円から 200 円程度値上げの方をさせていただいた経緯はございます。それは消費税が上がったからというものは別とまでは言い切れませんが、かかっている費用に対して適正な受益者負担がどこの部分なのかという全体的な検討の中で、当然財政的な視点もありますし、受益者負担の適正化という視点もありますので、多角的な検証をさせていただいての平成 29 年度の改正の中身となっております。

○事務局（大塚）： 市役所の駐車場についてですが、この話は今言われた財政再建の時に市が財政的に立ち行かなくなった時に本当に必要な経費を職員から集めているかという話になりました。ここは市役所の駐車場ではなくて、公園用地として位置づけられています。つまり市民の財産を私たちちは借りている、暫定的に借りているという立場から、条例を改正して使用料を設定しました。他の支所や出先の機関はどうなのかという話になりますと、それは財政再建というのもあって一緒に取りましょうということで話を進めて条例改正をした経緯があります。現実的に清野委員が言われた部分はありますが、ここは公園にならない限りはきちんと職員から駐車料金を取っていくように原課も動いていますので、今後の推移を見守っていただきたいと存じます。

○委員（清野）： 職員の方もここを職場としていますよね、市議会議員もここを職場としていますよね。

○委員（木村）： ちなみにいくらなのですか。

○事務局（大塚）： 月 1,000 円です。

○委員（清野）： 市議会議員さんは徴収されていないですか。

○事務局（大塚）： していないです。毎日来られるわけではないので。結局この駐車場の除雪というのも出てくる話なのです。その除雪に税金を使って行っていいのかという問題もありますので、これはやはり自分たちのお金で賄おうというところでございます。

○委員（安藤）： 月 1,000 円なのですか。23 ページに 1 台 12,000 円と書いているのは。

○事務局（蛇谷）： 年額ですので、12 ヶ月で計算すると 12,000 円になります。

○委員（安藤）： 分かりました。ありがとうございます。

○委員（木村）： 職員の方は交通費をどれくらいもらえるのですか。

○事務局（大塚）： 実費相当分になります。

○委員（木村）： 札幌市から通勤している職員が多いじゃないですか。

○事務局（蛇谷）： そうですね。ふるさと納税が出来ることからそういう対応もございます。

○委員（藤懸）： 消費税の扱いについて、総務省から使用料や利用料金に的確に転嫁しなさいというような通達等は出ているのですか。

○事務局（青山）： 具体的に来るものもあります。税務署のホームページに消費税の考え方について記載がありますし、例えば道路占用料などは、8 % になった時には国土交通省から適正に行うよう通知が来ておりましたので、今後 10 % になった時にも通知のような形で来ると思います。

○委員（藤懸）： 町内会で会館を使用する際に、指定管理者が経営している施設について、使用料は指定管理者が決めるのですが、これについても消費税の的確な転嫁をするというような通知が来た記憶がありますが、そういうことはあるのでしょうか。

○事務局（蛇谷）： 市の場合は、条例で利用料金の上限という形で設定しております、大体その金額を適用しています。利用料金自体も定期的な見直しの中で設定してまいりますので、消費税が上がることによってある程度料金を反映させなければならないとなれば、上限の位置づけである利用料金も動いてきますので、そこで反映されるというように理解しております。

○高宮会長： 市の場合は、消費税法で入ってきた 8 % 分というのは歳入としてはどんな分け方になっていくのでしょうか。

○事務局（蛇谷）： あくまで使用料収入の中ですが、指定管理ですと指定管理者の収入となりますので、そこで実際に管理運営にかかる費用にあてられております。

○委員（中川）： たくさんの会館がありますけど、会館の使用料は一律ですか。

○事務局（青山）： 考え方は同じにしています。会館によってバラつきを設けるなどはないです。

○高宮会長： その他、質問がないようでしたら、本日の審議については、これで終了したいと思
いますが、よろしいでしょうか。

○委員一同： はい。

○高宮会長： それでは、一度事務局に進行をお返しいたします。

○事務局（姥谷）： 委員のみなさまにおかれましては、長時間にわたりご審議を賜りまして誠にあり
がとうございました。今後の予定ですが、本日ご審議いただきました使用料、手数料等につきまし
ては、2 月の下旬に開会を予定しております平成 31 年第 1 回石狩市議会定例会におきまして、今回ご
審議いただいた内容を盛り込んだ条例改正案を提案させて頂くことになりますので、ご承知頂きたい
と思います。事務局からは以上です。

○高宮会長： それでは、これにて閉会いたします。みなさまの活発なご意見ありがとうございました。
今後もどうぞよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

議事録確定 平成 31 年 2 月 16 日

石狩市使用料、手数料等審議会 会長 高宮 則夫